令和８年（フ）第４１７１号
大阪府吹田市上山手町23番16―503号
債務者　三浦　好美（旧姓前本）
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１７３号
大阪府守口市八雲西町３丁目６番18号
債務者　木下　幸枝
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１７５号
大阪府豊中市大島町２丁目２番15号
債務者　笹森　　誠
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２３０号
大阪市平野区長吉長原東３丁目12番40―616号
債務者　梅田　義人
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２３１号
大阪市平野区長吉長原東３丁目12番40―616号
債務者　梅田　博子
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２４３号
大阪府茨木市西河原１丁目16番８号　新屋ハイム　103号
債務者　北川　彩美（旧姓山本）
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６３８号
神戸市北区有野町唐櫃3271番地の１　106号
債務者　濵岡　　聖
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６５４号
神戸市兵庫区楠谷町４番11号　楠谷文化２階北
債務者　渡邊　和也こと　福下　和也
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４５６号
岡山県和気郡和気町衣笠592番地１　パピリオ初瀬201号室
債務者　小林　正佳
1　決定年月日時　令和８年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４６５号
岡山市北区加茂1037番地52
債務者　青森　洋人
1　決定年月日時　令和８年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４７１号
岡山市北区花尻あかね町８番地112　シティハイムあかねＡ棟201、旧住所千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番31棟502号
債務者　高橋　　勝
1　決定年月日時　令和８年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４７２号
岡山市中区平井一丁目16番30号　レオパレス元上102号室、旧住所岡山市東区西大寺中野本町６番23号
債務者　桐山　英史
1　決定年月日時　令和８年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４８２号
岡山市北区北長瀬表町三丁目３番18号　中仙道レジデンス406
債務者　藤原いずみ
1　決定年月日時　令和８年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４８６号
岡山市北区今保397番地１　アルモ102
債務者　吉本　和美
1　決定年月日時　令和８年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０号
福岡県飯塚市綱分870番地36　フォレストＴＯＭＯ　Ｃ－２、前住所福岡県飯塚市綱分623番地２
債務者　植松　大成
1　決定年月日時　令和８年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第５０号
福岡県飯塚市有安696番地　エンゼルコーポⅡ207、前住所福岡県飯塚市有井334番地１　一心亭
債務者　一心亭こと　手嶋　和雄
1　決定年月日時　令和８年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部